

第四章 律令政治のゆらぎと郷土

第一節 荘園の出現と広がり

一 荘園の出現と広がり

公地公民制の崩れと莊園の出現 律令国家が確立された八世紀初めには早くも土地制度が崩れ始めた。すなわち靈龜年間（七一五—一七）から養老年間（七一七—一四）にかけて人口の増加や荒れ地の増加などで分田^{くぶんでん}が不足し始めたため、国は養老七年（七二三）に「三世一身法」を定めて、新しく池や溝を造つて開墾した者には親・子・孫の三代にわたつて土地の私有を認めるとともに、既にあつた池・溝を使って開墾した者にはその者の一代に限り土地の私有を認めた。しかしこれも墾田の拡大にはつながらず、天平十五年（七四三）には「墾田永年私財法」を出して、開墾した土地はすべて永久の私有を認めることにした。しかし、このような法令が出されてもさまざまな負担に苦しんでいた農民には開墾の余力はなく、郡司と

して地方行政を支えていた地方豪族や有力農民（有力戸主）・寺社などは奴婢や口分田を放棄して逃亡した浮浪人を使つたり農民を雇つたりして開墾を進め、私有地の拡大を図つた。その結果、法の制限を越える開墾も多くなつたため、天平神護元年（七六五）には開墾を禁止したが、その効果も薄く、宝亀三年（七七二）には再び開墾を認めるありさまであった。このようにしてできた私有地を莊園と呼ぶが、八世紀から九世紀ごろの莊園を初期莊園と呼び、ほとんどがその所有者の經營するものであつたので自墾地系莊園という。このほか律令制下での私有地としては位田・功田・職田・神田・寺田などもあつたが、このような土地もしだいに莊園化されていった。このようにしてもともと農民に班給する口分田の不足を補う目的で開墾を奨励したものであつたが、結果的には田租による収入は増えたが農民に口分田として班給する水田の増加にはつながつていかなかつた。

土地の開墾によつて莊園を広げていつた有力者たちは数十町から数百町に及ぶ私営田を經營し私出拳も行つて富を蓄えていった。このような者を「殷富・富豪の輩」、「力田の輩」と呼んだが、先のように奴婢・浮浪人だけでなく周囲の貧弱な農民の労働までも取り込み始めたので、しだいに調・庸の質が悪化し、更に滞納も多くなつて、九世紀に入ると国の財政を苦しめ律令制度も変質していく。このような状況の下で大宰府管内では新しい試みも行われた。すなわち弘仁十四年（八二三）大宰大式小野岑守の建議で「公営田の制度」が作られ、四年間の期限で実施されたが、これは大宰府管内の口分田と乗田（口分田として班給したあとの余剩の田）の七万六五八七町から一万二〇九五町を割いて公営田とし、在地の富豪層を通して農民に耕作させ、秋の収穫から租・調と農民の庸料などを差し引いて、残りの米を官納させるというものであつた。し

かし、このような動きとは反対に班田制はしだいに困難になり、九世紀には全く行われなくなつたが、それに対応して国の人民に対する收取の体制も変えられていった。すなわち公田(國衙の領有する土地)を名という課税の単位に編成してその名(名田)の面積に対して租・調・庸・雜徭を取り立てる体制が作られた。名田の請作する農民を田堵(たと)と呼んだが、特に富豪層(または力田の輩)は広い名田を請作して大名田堵とも呼ばれた。この中から後に田堵や農民を支配して領主化する者も現れた。

一方、国の財政収入が不安定になると、貴族や官人たちは国からの給与のみに依存することができなくなり、墾田の開発や土地を買収して経済的な基盤の拡大に努めるようになつたが、皇室も国衙を通して勅旨(てきしよ)で田の開発を行つた。このようにして律令制の中央集権的な財政機構も解体してしまつた。

莊園の発達

莊園はもともと納稅(輪租)の義務が課せられていたが、中央などの権力を持つ莊園領主は一定の手続きをとつて自らの莊園の不輪租(ふりゆそ) (税の取り立てのできない)特権を獲得していくつた。この申請の手続きは立券(りつけん)莊号(じょうごう)といい、太政官符(だいじょうかんぶ)と民部省符(みんぶしょうふ)が下されたために、その莊園は官省符(かんしょくふ)と呼ばれた。

しかし、そのような特権の得にくい地方の有力農民(豪族)は、開墾した私有地を中央の貴族や有力社寺に寄進して領家(りょうけ)または本所(ほんじょ)と仰いで名義上の所有者にし、自らは莊司・莊預などと呼ばれる莊園の管理者となつて不輪租の権利を獲得していくつた。このような形の莊園は十世紀以降十一世紀にかけて爆發的ともいえる勢いで全国に広まつたといわれるが、平安時代には特に摂関家(藤原氏)に集中していくつた。しかし、院政が摂関家を上回る権力を示し始める十二世紀ころには、莊園も院に集中し始め膨大な皇室領が成立する

ようになつた。このような寄進によつてできた莊園を寄進地系莊園とも呼んでいる。

このような形での莊園の増加に対し、延喜二年（九〇二）以後政府は莊園整理令を繰り返し出してその対策を講じたが、法令を出すのは大莊園領主である中央の權門勢家であり、このような矛盾から効果は上がらなかつた。そして更に莊園領主は国司の派遣する検田使や収納使を拒む権利（不入權）をも認めさせていき、莊園はしだいに国家の中で独立した存在になり、全国の田地は公領と莊園の二つに分けられることになつた。

豊前国内の莊園

豊前国内で莊園がどのように形づくられ、經營されていったかを具体的に示す資料はないが十二世紀末の建久年間（一一九〇—一九九）に鎌倉幕府が諸国の国衙の役人に作成させた「建久図田帳」によつて豊前国では當時どのように土地が所有されていたのかを知ることができる。それをまとめたのが第1表である。

第1表 豊前の土地領有区分

総面積	神社領	仏寺領	權門領	府領	公領(うち 没官領)
一四、三〇〇町	五、一四一	三、八〇九	三、六六四	一二八〇	一、四〇六(九三六)
一〇〇九	三五・九	二六・七	一二五・六	一・九	九・九(六・五)

※没官領は平家方として戦つた大宰府官たちの所領で、のちに大部分が鎌倉幕府の直轄領（関東御領）となつたり、御家人（地頭）が配置された。

これをみると、神社領・仏寺領・權門領が圧倒的に多く、豊前国総面積の約八八%を占めており、府領・公領は約一二%という状態であった。そのうえ公領の中には没官領が含まれているので、實際には府

領・公領は五・三七^{セント}余りとなるはずである。豊前国の場合、建久岡田帳では規矩^{キク}(金数)郡・田河(田川)郡・京都郡などの残簡であるが、神社・仏寺領はそのほとんどが宇佐宮とその神宮寺である弥勒寺の領有であり、このような莊園は、十一世紀初めから十二世紀にかけての平安末期にかけて成立したと考えられる。次いで県下全体では、平安末期の莊園数は一七〇~一八〇にのぼるといわれ、領主別では莊園所有数の多い順に宇佐宮、弥勒寺、安樂寺、觀世音寺、筥崎宮、香椎宮である。宇佐宮・弥勒寺については述べるとして安樂寺は菅原道真の廟所であるが九州各地にわたっての莊園を所有しており、豊前国においては次にみるような莊園があつた。

所 在 地	莊 名	年 代	沿 革	出 典
豊前 田河郡	副田莊	永承二年	金堂料七十町、觀応三年地頭職 鳴津上総入道跡、凶徒押領	太宰府天満宮文書
京都郡 同 (郡未詳)	堅島莊	觀応三年以前	遍智院真言堂長日護摩供料	同
上毛郡 山田莊 燒莊	同 同 同	地頭職、本主余類押領 地頭職二千余町、岩松義繼寄進 不知行	同 同 同	同

貴族から庶民に至るまでの幅広い天神信仰の広まりにつれての寄進であろう。觀世音寺は天智天皇が筑前で崩御した母の齊明天皇の追善のために発願して天平十八年(七四六)に完成した寺院であり、東大寺・藥師寺(下野)と並ぶ天下の三戒壇の一つであり、九世紀初めには九州第一の大寺になつたが、筑前・筑後・肥前など西九州に多くの莊園を所有していた。